

特別養護老人ホーム もみの木 利用料金表

R3.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位 10.27円)								施設利用費 (単位:円)					
	1日あたり				1月あたり				負担段階	1日あたり			30日あたり合計	
	施設サービス費 (単位)	サービス体制強化加算 (単位)	夜勤職員配置加算 (単位)	看護体制加算Ⅲ (単位)	機能訓練加算Ⅰ (単位)	機能訓練加算Ⅱ (単位)	口腔衛生管理加算Ⅰ (単位)	口腔衛生管理加算Ⅱ (単位)		食費	居住費	預り金出納管理費	介護保険負担割合	
	1割		2割											
1	652	6	18	8	12	20/月	90/月	110/月	第1段階	300	820	150	62,290	86,480
									第2段階	390	820	150	64,990	89,180
									第3段階	650	1,310	150	87,490	111,680
									第4段階	1,392	2,006	150	130,630	154,820
2	720	6	18	8	12	20/月	90/月	110/月	第1段階	300	820	150	64,617	91,133
									第2段階	390	820	150	67,317	93,833
									第3段階	650	1,310	150	89,817	116,333
									第4段階	1,392	2,006	150	132,957	159,473
3	793	6	18	8	12	20/月	90/月	110/月	第1段階	300	820	150	67,112	96,124
									第2段階	390	820	150	69,812	98,824
									第3段階	650	1,310	150	92,312	121,324
									第4段階	1,392	2,006	150	137,812	164,464
4	862	6	18	8	12	20/月	90/月	110/月	第1段階	300	820	150	69,472	100,844
									第2段階	390	820	150	72,172	103,544
									第3段階	650	1,310	150	94,672	126,044
									第4段階	1,392	2,006	150	137,812	169,184
5	929	6	18	8	12	20/月	90/月	110/月	第1段階	300	820	150	73,473	108,846
									第2段階	390	820	150	76,173	111,546
									第3段階	650	1,310	150	98,673	134,046
									第4段階	1,392	2,006	150	141,813	177,186

※ 令和3年4月1日現在の料金表です。

※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。

※ 介護サービス費の総単位数に2.7%が介護職員等特定処遇改善加算として加算されております。

※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。

※ 入居から30日間、および30日以上入院した場合退院後30日間、初期加算として30単位/日の1割または2割が加算されます。

※ ご利用者の病状等により、療養食加算として6単位/回の1割または2割が加算されます。

※ 入居期間中に入院又は外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度として246単位/日の1割または2割で算定します。

負担段階の区分 (認定は市区町村です)		介護保険の給付の対象とならないサービス
1. 配偶者(世帯分離している場合も含む)が市区町村民税非課税であること。 2. 本人の預貯金等が1,000万円以下、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下であること。		
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・理容サービス ・特別な食事等 (各種行事等による特別食) ・その他の日常生活費 (日用品等) ・その他の費用 電化製品持込料 (1個につき1日50円) 契約終了時の残留物処分等
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	

※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。

※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。